

# 兵庫県公報

平成27年9月30日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 客引き行為等の防止に関する条例施行規則（地域安全課）	1
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	3

## 公布された法令のあらまし

### ●客引き行為等の防止に関する条例施行規則（規則第44号）

客引き行為等の防止に関する条例の規定に基づき、立入調査をする職員の身分証明書の様式、客引き行為等に対する是正の措置の命令に違反した者等について知事が公表することができる事項等を定めることとした。

### ●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	長田天神高層住宅	神戸市長田区長田天神町6丁目	51戸

2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通簡易耐火住宅 2団地 10戸

3 老朽化に伴い、次の特別賃貸県営住宅を用途廃止することとした。

特別賃貸簡易耐火住宅 1団地 4戸

4 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 31団地 54戸

普通中層耐火住宅 11団地 13戸

## 規 則

客引き行為等の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第44号

#### 客引き行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、客引き行為等の防止に関する条例（平成27年兵庫県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第10条第2項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(公表)

第3条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住所
- (2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (3) 条例第11条第1号に該当する者にあつては、同号に該当することとなった事実並びに当該命令に違反し

て行った条例第9条第1項に規定する禁止行為に係る店舗その他の事業所の名称及び所在地

(4) 条例第11条第2号に該当する者にあつては、同号に該当することとなった事実並びに当該立入調査に係る店舗その他の事業所の名称及び所在地

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第11条の規定による公表は、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

別記様式 (第2条関係)

(表面)

第 号	身分証明書
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> </div>	<p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p>
<p>上記の者は、客引き行為等の防止に関する条例（平成27年兵庫県条例第5号）第10条第1項の規定に基づき立入調査をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">兵庫県知事 印</p>	

(裏面)

客引き行為等の防止に関する条例（抜粋）

(立入調査)

第10条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、客引き行為等をし、若しくは客引き行為等をさせる者の従業する場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第15条 (略)

2 第10条第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項に規定する書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の書類その他の物件を提出若しくは提示し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、5万円以下の過料に処する。

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第45号**

**兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

169	27	長田天神高層住宅	神戸市長田区長田天神町 6丁目	11階建	30	0.6740	70,100
					10	0.7046	71,800
					11	1.0013	98,500

別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款36の項を次のように改める。

36	削除
----	----

別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款40の項中

「

7	0.4142	25,900
1	0.4241	25,900

」

を

「

4	0.4142	25,900
---	--------	--------

」

に改め、同表2の部普通高層耐火住宅の款1の項を次のように改める。

1	削除
---	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款2の項中

「

1	0.4408	30,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.4408	円 30,700
---	--------	-------------

」

に、

「

3	0.6476	41,000
---	--------	--------

」

を

「

1	0.6476	41,000
---	--------	--------

に改め、同款4の項中

「

1	0.4928	32,000
1	0.4928	32,200

を

「

1	0.4928	32,200
---	--------	--------

に改め、同款5の項の項中

「

4	0.8312	56,800
---	--------	--------

を

「

3	0.8312	56,800
---	--------	--------

に改め、同款7の項中

「

1	0.9794	71,900
1	0.9825	70,500

を

「

1	0.9794	71,900
---	--------	--------

に改め、同款8の項中

「

1	0.9266	67,700
1	1.0192	73,600
1	1.0192	74,200

を

「

1	1.0192	74,200
---	--------	--------

に改め、同款9の項中

「

3	0.9643	68,700
1	0.9842	64,900

を

「

2	0.9643	68,700
---	--------	--------

」

に、

「

2	1.0610	70,500
---	--------	--------

」

を

「

1	1.0610	70,500
---	--------	--------

」

に改め、同款13の項中

「

2	1.0128	72,600
---	--------	--------

1	1.0205	71,800
---	--------	--------

」

を

「

2	1.0128	72,600
---	--------	--------

」

に改め、同款33の項中

「

1	0.7055	45,000
---	--------	--------

1	0.7055	45,800
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7055	45,000
---	--------	--------

」

に改め、同款34の項中

「

1	0.8312	56,300
---	--------	--------

1	0.8312	57,300
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8312	57,300
---	--------	--------

」

に改め、同款35の項を次のように改める。

35	削除
----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款36の項中

「

1	0.9825	71,500
1	0.9825	74,200
1	0.9885	70,200

を

「

1	0.9825	74,200
---	--------	--------

に、

「

1	0.9885	74,700
1	1.0038	73,300

を

「

1	0.9885	74,700
---	--------	--------

に、

「

1	1.0390	71,700
1	1.0558	73,800

を

「

1	1.0390	71,700
---	--------	--------

に改め、同款40の項中

「

1	0.9598	70,900
1	0.9985	74,600

を

「

1	0.9598	70,900
---	--------	--------

に改め、同款42の項中

「

2	1.0128	71,800
---	--------	--------

を

「

1	1.0128	71,800
---	--------	--------

に改め、同款47の項中

「

11	0.7083	56,800
----	--------	--------

」

を

「

10	0.7083	56,800
----	--------	--------

」

に、

「

5	0.8995	71,200
---	--------	--------

」

を

「

4	0.8995	71,200
---	--------	--------

」

に、

「

3	1.1537	82,400
1	1.1537	83,000

」

を

「

3	1.1537	82,400
---	--------	--------

」

に改め、同款48の項中

「

7	0.6639	65,500
8	0.6639	65,700

」

を

「

6	0.6639	65,500
7	0.6639	65,700

」

に、

「

2	0.6871	65,800
1	0.6871	65,900

」

を

「

2	0.6871	65,800
---	--------	--------

」

に、

「

3	0.6871	67,300
---	--------	--------

」

を

「

2	0.6871	67,300
---	--------	--------

」

に、

「

5	0.7087	67,900
---	--------	--------

」

を

「

4	0.7087	67,900
---	--------	--------

」

に改め、同款50の項を次のように改める。

50	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款56の項中

「

1	0.9266	68,100
1	0.9266	68,700

」

を

「

1	0.9266	68,100
---	--------	--------

」

に改め、同款57の項中

「

1	0.9873	65,400
1	0.9904	65,800

」

を

「

1	0.9873	65,400
---	--------	--------

」

に改め、同款61の項中

「

2	0.8489	64,800
1	0.8489	67,200

」

を

「



2	0.8489	64,800
---	--------	--------

に、

2	0.9127	76,100
---	--------	--------

を

1	0.9127	76,100
---	--------	--------

に改め、同款62の項中

2	0.7200	53,300
---	--------	--------

を

1	0.7200	53,300
---	--------	--------

に改め、同款66の項を次のように改める。

66	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款77の項中

3	0.8575	72,800
---	--------	--------

を

2	0.8575	72,800
---	--------	--------

に、

2	0.9559	81,400
---	--------	--------

を

1	0.9559	81,400
---	--------	--------

に改め、同款78の項中

1	0.9885	70,500
1	0.9885	71,500
1	0.9978	71,900

を

「

1	0.9885	70,500
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.0512	71,200
1	1.0558	73,300

」

を

「

1	1.0512	71,200
---	--------	--------

」

に改め、同款79の項中

「

1	1.0549	67,900
1	1.0549	68,200

」

を

「

1	1.0549	67,900
---	--------	--------

」

に改め、同款88の項を次のように改める。

88	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款89の項中

「

6	0.7070	68,200
5	0.7070	68,700

」

を

「

5	0.7070	68,200
4	0.7070	68,700

」

に、

「

5	0.7087	68,600
---	--------	--------

」

を

「

4	0.7087	68,600
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.7087	69,000
1	0.7087	69,100

を

2	0.7087	69,000
---	--------	--------

に改め、同款94の項を次のように改める。

94	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款101の項中

1	1.0128	71,800
2	1.0128	72,600

を

1	1.0128	71,800
---	--------	--------

に改め、同款114の項中

1	0.6880	54,800
1	0.8646	63,900

を

1	0.6880	54,800
---	--------	--------

に、

1	1.1454	83,100
1	1.1622	82,200

を

1	1.1454	83,100
---	--------	--------

に改め、同款115の項を次のように改める。

115	削除	
-----	----	--

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款8の項中

1	0.5591	38,500
---	--------	--------

1	0.6111	40,100
---	--------	--------

を

「

1	0.5591	38,500
---	--------	--------

」

に改め、同款28の項中

「

2	0.3997	43,200
---	--------	--------

」

を

「

1	0.3997	43,200
---	--------	--------

」

に改め、同款34の項中

「

1	0.6128	41,000
1	0.6222	41,000

」

を

「

1	0.6222	41,000
---	--------	--------

」

に改め、同款38の項中

「

1	0.6472	43,300
1	0.6472	46,500

」

を

「

1	0.6472	46,500
---	--------	--------

」

に改め、同款41の項及び42の項を次のように改める。

41	削除	
42	削除	

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款47の項中

「

1	1.0072	72,400
2	1.0072	74,200

」

を

「

1	1.0072	74,200
---	--------	--------

」

に改め、同款54の項を次のように改める。

54	削除
----	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款57の項を次のように改める。

57	削除
----	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款64の項中

「

1	0.6683	46,500
1	0.8034	55,400

」

を

「

1	0.6683	46,500
---	--------	--------

」

に改め、同款67の項を次のように改める。

67	削除
----	----

別表第3 特別賃貸簡易耐火住宅の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。